

税

●市民税・県民税（国民健康保険税）／所得税

申告相談が始まります

平成24年分の申告相談を2月12日から3月15日まで行ないます。25年度の市・県民税や国民健康保険税の税額などを決めるために、これらの税の申告が必要な場合があります。別に配布する「申告相談のお知らせ」を読み、期限までに申告を済ませてください。

■問い合わせ先 本庁税務課市民税係（内線334・335・339）

申告相談は2月12日から

申告相談へ行きましょう

申告相談は、2月12日から3月15日まで（3月3日以外の土曜日と日曜日を除く）、各自治区を巡回して開催します。受付時間は午前9時から午後4時までです。会場の混雑を避けるため、可能な限り地区の指定日に申告会場へお越しください。日程や会場などは、別に配布する「申告相談のお知らせ」をご覧ください。

また、申告時間を短くする

ため、事業所得（営業、農業等）や不動産所得に関する収入と経費の集計とともに、医療費控除についても、領収書などを必ず集計の上お持ちください。集計が済んでいない場合は、受け付けできません。農業所得整理表や収支内訳書は、本庁税務課、各総合支所の納税課駐在、農協窓口においています。ご利用ください。

なお、申告相談期間中、税務課職員は、巡回地区の申告相談を優先します。電話などの問い合わせに対する回答に

は時間がかかることがあります。ご不明な点は2月8日までにお問い合わせください。同期間、各総合支所の納税課駐在でも、市・県民税申告書の提出は可能ですが、申告相談はできませんので、ご注意ください。

◆ 申告に必要なもの

申告に必要なものは次のとおりです。書類や資料は、全て原本が必要です。

- ①市・県民税申告書または確定申告書（確定申告案内はがき）
※事前に送付されている人のみ
- ②印鑑（認め印で可）
- ③給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
- ④事業収入（営業、農業等）や不動産収入がある人は、収支内訳書（農業は農業所得整理表でも可）、収入・経費が確認できる資料（証明書や領収書）
- ⑤譲渡所得、配当所得、一時所得、その他雑所得がある人は、その収入と経費がわかるもの
- ⑥医療費控除を受ける人は、24年中に支払った医療費の領収書、生命保険会社などからの補てんの支払証明書
- ⑦障害者控除を受ける人は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ⑧社会保険料（国民健康保険税、健康保険料など）の領収書、生命保険料、地震保険料の控除（払込）証明書
- ⑨申告者本人の預貯金の口座番号がわかるもの
※所得税が還付になる場合に必要

郵送申告がお勧め

申告相談会場は、例年とても混雑します。市は、市・県民税申告書の自書による郵送申告を勧めています。確定申告の必要がない人は、ぜひご利用ください。

▼郵送での申告方法（下図）
申告書に必要な事項を全て記入し、押印の上、源泉徴収票や控除証明書など必要書類を同封して、指定の返信用封筒（切手不要）で郵送してください。

※所得や控除の計算方法など、詳しくは、本庁税務課および各総合支所の納税課駐在に設置している「申告の手引き」をご覧ください

※確定申告が必要な人は、郵送では市・県民税（国民健康保険税）の申告ができません

※添付された書類は返却できません

郵送による申告書提出のながれ

《収入・経費の確認》

- 事業（営業、農業等）収入、不動産収入のある人 … 収入と経費を申告書裏面で計算する
- 給与収入のある人、年金の収入のある人 ……………… 源泉徴収票（コピー可）を添付

《控除の確認》

- 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除 … 支払額証明書（原本）を添付
- 医療費控除など各種控除 ……………… 詳細を「申告の手引き」でご確認ください

《住所・氏名の記入》

- 現住所の記入（1月1日現在と同じ場合は「同上」で可）
- 氏名・生年月日・電話番号・性別・職業の記入
- 押印（認め印で可）

返信用封筒で郵送

◆ 要介護認定を用いた認定書（税申告用）などの発行

市は、税の申告で控除を受けるために必要な書類を、次のとおり発行しています。

■ 障害者控除を受けるための認定書

65歳以上の要介護認定者は、市の認定書により、要介護状態区分に応じた障害者控除を受けることができます。控除には2つの区分がありますので、要件を確認して申請してください。印鑑・手数料は不要です。

【対象要件】

- ▶ **特別障がい者**…平成24年12月末（24年中に亡くなった人は死亡日）時点で、要介護状態区分4以上の人、または主治医意見書で寝たきり状態であることが確認できる人※身体障害者手帳1級・2級の人は、認定書なしで控除を受けることができる
- ▶ **障がい者**…身体障害者手帳の交付を受けておらず、24年12月末（24年中に亡くなった人は死亡日）時

点で、要介護状態区分1から3までの人

■ おむつ代の医療費控除に使用する証明書

おむつ代の医療費控除を初めて受ける人は、医師が発行する証明書（有料）が必要です（証明書の申請書は長寿社会課や各総合支所健康福祉課にあります）。

ただし、要介護認定者で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、次の要件を満たすと、市の証明書で控除を受けられます。下記申請先で手続きしてください。印鑑・手数料は不要です。

【対象要件】

主治医意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があることが確認できる人

- **問い合わせ・申請先** 本庁長寿社会課介護認定係（内線263）、各総合支所健康福祉課